

公の施設に関する使用料の設定基準

平成29年9月

赤 磐 市

公の施設に関する使用料の設定基準

I. 使用料に関する設定基準の基本方針

- 1 使用料の設定基準の必要性
- 2 受益者負担の基本的な考え方
- 3 コスト縮減の取組
- 4 設定基準の適用時期

II. 使用料の算出方法

- 1 使用料の算定の考え方
- 2 使用料の原価に算入する経費
- 3 使用料基準額の算出
- 4 性質別分類と負担割合
- 5 設定基準の適用除外施設

III. 現行使用料の改定基本方針

- 1 使用料の改定基本方針
- 2 減免の考え方

I 使用料に関する設定基準の基本方針

1 使用料の設定基準の必要性

近年、我が国の社会経済情勢の著しい変化に伴い、地方行財政を取り巻く環境も激しく変化しており、厳しい財政状況の中、より一層の市民サービス向上と多様化するニーズに対応するため、市民目線に立った行政サービスを展開しなければなりません。

本市では、平成17年3月7日に赤磐郡内の山陽町、赤坂町、熊山町及び吉井町で合併して以来、公の施設の使用料は、施設利用者が施設の維持管理経費の一部を賄うことを基本とし、他市の使用料状況や市内類似施設の金額等を参考に各施設において、見直しを実施してまいりましたが、統一的な基準が策定されておりました。

このような状況から、「第3次赤磐市行財政改革大綱」では主要施策のひとつとして「受益者負担の適正化」を位置付け、行政サービスに対する「公平性・公正性」を確保するため、公の施設等に関する使用料の統一的な基準を設定し、全庁的な見直しを行うこととしました。

2 受益者負担の基本的な考え方

地方自治法第225条では、「普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」とあります。

このように、使用料は行政サービスを利用する特定の方が利益を得ることから、受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものであり、受益者負担の原則からすれば、施設の維持管理経費は利用者の使用料で全てを賄うことが望ましいのですが、行政としての関与の必要性も考慮し、利益に見合った応分の負担＝「負担の公平性・公正性」を確保しなければなりません。

逆に、必ずしも利用者に使用料を負担してもらわなければならないものではなく、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置した公の施設に要する経費は、すべて公費（税金）で賄うという考え方もできます。

しかし、公の施設の使用料が無料であれば、行政サービスを利用する方と利用しない方との間に不公平が生じてしまい、これも「負担の公平性・公正性」が確保できません。

現在、多くの施設は、使用料のみで管理・運営することができず、不足する経費については、公費（税金）を充当しているため、利用しない方も間接的に経費を負担していただいている状況です。

そこで、使用料の設定には、行政サービスとしての必要性を考慮しつつ、利用する方と利用しない方との「負担の公平性・公正性」を確保するために、「受益者負担の原則」に基づいて一定の基準が必要となっています。

3 コスト縮減の取組

施設の使用料は、維持管理に要する経費に基づき算定されることから、管理者は、常にコスト意識を持ち、近隣の類似施設や民間施設とのコスト比較を行うなど、経費の無駄を省くことで、最も効率的で効果的な施設運営を行うこととします。

このため、施設の利用率や稼働率など、現状の利用状況を十分把握した上で、開館日、開館時間、適正な人員配置、業務プロセス及びサービス内容等の見直しを行い、サービスの質を下げることなく、できるだけ利用者に負担がかからないよう低廉な使用料を追求することが重要です。

そして、より低コストで高品質のサービスを利用者に提供できるよう、P（計画）－D（実施）－C（検証）－A（見直し）のマネジメントサイクルにより継続的に事務事業の見直しに努めるよう取り組むこととします。

4 設定基準の適用時期

使用料の設定基準に基づく新使用料の適用時期は、平成31年4月1日を予定しています。

ただし、使用料の見直しに当たっては、利用者への事前周知を徹底するとともに、説明責任を果たすよう努めることとします。

なお、利用者への影響や施行管理運営上の問題等も考えられるため、基準適用に際し、各施設の利用状況等に合わせて、遅くとも平成32年度末までには見直しを行うこととします。

II 使用料の算定の考え方と算出方法

1 使用料の算定の考え方

公費（税金）は他のあらゆる行政サービスの財源であるとともに、限りのあるものです。健全な財政を維持していくためにも、施設の利用者から使用料として一定の負担をいただく必要があると考えます。

公の施設の使用料を設定する際には、「受益者負担の原則」と「公平性・公正性の確保」の観点から、市民・利用者の皆様の理解と納得が得られるよう、合理的かつ適正な設定基準とする必要があると考えます。

2 使用料の原価に算入する経費

公の施設に係る経費には、施設の建設費（減価償却費含む）や維持管理運営費など、様々な経費があります。このため、使用料の基準を設定する際には、受益者負担のあり方について十分検討し、適正な経費の範囲を定める必要があります。

なお、減価償却の方法は定額法とし、取得価額は建設費等から補助金等を控除した額（一般財源及び地方債相当額）とします。

◆原価構成費目

費目	内容	
施設の管理運営に係る経費	人件費	職員給与、報酬、共済費、賃金
	物件費等	光熱水費、施設・設備の保守点検委託費、修繕費、備品消耗品費、通信運搬費等
施設の取得に係る経費 (建設費)	減価償却費	減価償却費 = (取得価額 × 0.9) ÷ 耐用年数

◆非原価構成費目

費目	理由
土地取得経費	土地は、将来に渡り原価の資産価値が残ることから適切でない。
災害等により要した経費	地震、津波、火災、事故等により発生した経費は、本来の施設管理運営に係る経費とは異なることから適切でない。
特定の個人の便益に要した経費	通常の施設使用以外に開催された教室・セミナー・講座等、特定の個人の便益に要した経費は、受益者のみ発生する経費であり、必要に応じ徴収すべきであるため、適切でない。

3 使用料基準額の算出

使用料は原則として、次の基本的な考え方により算出します。

★ 使用料 = 単価 × 性質別負担割合（性質別負担割合はⅡ-4）

※ 1人当たりまたは1室当たりの使用料は、原則として次の式により算出した額です。

① 専用利用の施設（会議室・体育館・グラウンド・テニスコート等）

【算出例】

1㎡当たりの単価 = 原価（人件費・物件費・減価償却費） ÷ 貸出全体面積 ÷ 年間提供時間

↓

1室・1時間当たりの単価 = 1㎡当たりの単価 × 利用面積

1室・1時間当たりの使用料 = 1室・1時間当たりの単価 × 性質別負担割合

② 不特定多数が同時に利用できる施設（プール・トレーニングルーム等）

【算出例】

1人当たりの単価 = 原価（人件費・物件費・減価償却費） ÷ 年間受益者（利用者）数

1人当たりの使用料 = 1人当たりの単価 × 性質別負担割合

4 性質別分類と負担割合

行政サービスとして提供する公の施設は、道路・公園・福祉施設など市民に必要な施設であるが、市場原理により民間によるサービスが提供されにくい施設から、体育館・プール・テニスコートの運営など、民間においても同様のサービスを提供している施設まで、幅広く存在しています。

このため、公の施設に関する使用料の基準を設定する際、全ての施設において、一律に受益者負担の原則を適用することは難しいことから、各施設におけるサービスの内容を性質別に分類し、その分類ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合について、各施設を管理する管理者が設定することとします。

(1) 性質別分類

◆**必需性による分類**

分類	I	II	III
施設の性質	民間企業において同様のサービスを提供している施設	一定の公益性のもとに特定の受益者の利便を図る施設	市民生活において必要な水準確保や社会的弱者の擁護、教育補完など公共性の高い施設
必需性			

◆**市場性 (収益可能性) による分類**

分類	収益性	市場性
A	収益性が全くないか極めて低く民間企業においてサービス提供が困難な施設	
B	収益性が低く施設の使用料だけでは管理運営費を賄うことが困難な施設	
C	相当の収益性があり施設の使用料をもって管理運営費を賄うことができる施設	

(2) 性質別負担割合 (性質別分類によるマトリックス)

	小	A	公費 50 受益費 50	公費 75 受益費 25	公費 100 受益費 0
		B	公費 25 受益費 75	公費 50 受益費 50	公費 75 受益費 25
	大	C	公費 0 受益費 100	公費 25 受益費 75	公費 50 受益費 50
			I	II	III

5 設定基準の適用除外施設

公の施設のうち、次に掲げる施設については、本基準の適用を除外します。

(1) 法令等により市が独自に使用料を設定することができない施設

分類	施設
法令等で使用料が無料と定められている施設	小学校・中学校・図書館・公園・道路
算定方法や受益者負担の基準が定められている施設	公営住宅・障害者（児）通所施設
料金統一の観点から、国や県の同種の施設 算定方法や受益者負担の基準に準ずる施設	保育園・幼稚園・認定こども園

(2) 独立採算を目指す施設（地方公営企業法を適用する施設）

分類	施設
上下水道事業	上下水道施設

(3) その他

分類	施設
特定の市民、団体等に使用させることを想定していない施設	保健福祉センター など
当設定基準とは異なる算出方法を用いて使用料を設定することが適当と認められる施設	農業集落排水施設 など

※ (3) の詳細は別に定めるものとする。

Ⅲ 現行使用料の改定基本方針

1 使用料の改定基本方針

新使用料の移行に当たっては、原則、当設定基準に基づき使用料を設定することとしますが、改定に伴い大幅な増額が生じることで、利用者に過度の負担が生じることが考えられる場合には、段階的に適用することとします。また、周辺自治体の類似施設より高額となり、利用率の低下を招く恐れがある場合や、現行使用料より低額となることで、民間企業の営利事業を圧迫する場合や類似施設における設定金額と均衡がとれない場合は、改定額を調整することで適正な使用料を算出します。

2 減免の考え方

現在、公の施設の使用料は、施設ごとの条例等により減免を行っています。しかし、使用料の減免は、あくまで政策的で特例的な措置であり、真にやむを得ないものに限定するという考え方を再認識した上で、受益者負担の明確化、受益と負担の公平性の観点から見直し、本来の目的・必要性に即し、できるだけ限定的なものとしします。

受益者負担の基本方針に基づく単価算出シート(専用利用)

所管部		所管課		班	
-----	--	-----	--	---	--

施設番号		施設名		負担割合	
------	--	-----	--	------	--

【原価構成費用項目】

分類	対象経費	金額
人件費	職員給与	
	報酬	
	共済費	
	賃金	

人件費合計 0

物件費	需要費	消耗品費	維持管理に係るもの	
		燃料費	施設運営に係るもの	
光熱水費		施設運営に係るもの		
修繕費		建物及び設備等の修繕に係るもの		
役務費	通信運搬費	施設運営に係るもの		
	手数料	施設・備品維持に係るもの		
	保険料	維持管理に係るもの		
委託料	清掃・保守点検などすべて			
使用料及び賃借料	パソコン等のリース料など			
備品購入費	施設運営に係るもの			

物件費合計 0

建設費		補助金等		耐用年数		0
-----	--	------	--	------	--	---

【1㎡・1時間当たり単価積算】

人件費	物件費	減価償却費	合計原価構成費	貸出対象総面積	年間提供時間	1㎡・1時間当たり単価
0	0	0	0			#DIV/0!

専用利用面積	性質別負担割合	1室・1時間当たり使用料	現行使用料	見直し検討結果
		#DIV/0!		

見直し検討結果の理由

--

受益者負担の基本方針に基づく単価算出シート(不特定多数)

所管部		所管課		班	
-----	--	-----	--	---	--

施設番号		施設名		負担割合	
------	--	-----	--	------	--

【原価構成費用項目】

分類	対象経費	金額
人件費	職員給与	
	報酬	
	共済費	
	賃金	

人件費合計

0

物件費	需用費	消耗品費	維持管理に係るもの	
		燃料費	施設運営に係るもの	
		光熱水費	施設運営に係るもの	
		修繕費	建物及び設備等の修繕に係るもの	
	役務費	通信運搬費	施設運営に係るもの	
		手数料	施設・備品維持に係るもの	
		保険料	維持管理に係るもの	
	委託料	清掃・保守点検などすべて		
	使用料及び賃借料	パソコン等のリース料など		
	備品購入費	施設運営に係るもの		

物件費合計

0

建設費		補助金等		耐用年数		0
-----	--	------	--	------	--	---

【1人当たり単価積算】

人件費	物件費	減価償却費	合計原価構成費	年間利用者数	1人当たりの単価
0	0	0	0		#DIV/0!

性質別負担割合	1人当たり使用料	現行使用料	見直し検討結果
	#DIV/0!		

見直し検討結果の理由

